

検証報告書における提言	
1	区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性
①	区を単位とした相談支援体制のあり方について
②	各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性
③	子ども福祉分野における各区の生活支援担当の役割発揮の必要性
④	子どもの生活圏における支援体制構築の必要性
⑤	保育施設における虐待事案への対応強化の必要性

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針ア	子ども家庭総合支援拠点を整備するなど、区を単位とした相談支援体制を整え、妊娠 期から出産・育児まで切れ目のない支援を行う。				
取組内容	令和6年度から令和7年度上半期の取組状況	自己評価	令和7年度下半期の取組内容	取組 区分	担当部
○アセスメントをふまえリスク の段階に応じた必要な支援を継 続的に実施する体制を整える。	・新規取組の実施状況を把握し、事業の体制整備、区のバック アップを行った。 ・児童福祉の観点から協働が必要な世帯を明確化し、リスクに 応じた母子支援を目指し、母子保健における特定妊婦の取り扱 いについて検討を行い、アセスメントシートを作成し、活用を 開始した。 ・家庭訪問記録票記入マニュアルを「母子保健におけるハイリ スク支援マニュアル」として再編成し、母子保健におけるハイ リスク支援の考え方や子ども家庭センターの母子保健の役割に ついて整理した。さらに、令和6年度には虐待予防に関する基 礎的な研修として、子ども家庭センターにおける母子保健の役 割、新設マニュアルの概要、児童虐待の観察ポイント、関連す る司法制度について2回連続講座とオンデマンドにて実施し た。さらに令和7年度の上半期には、子ども家庭センターの役 割、アセスメントも含めたサポートプランの作成について研修 会を開催した。	・令和6年度の子ども家庭センター設置に伴 い、マニュアルを整理し、円滑な連携ができ るよう体制整備を行うことができた。また、 アセスメントを含めた研修会を開催し、職員 の支援技術の向上を図ることができた。 ・母子保健相談員の増員により、妊娠期の支 援の拡充を図り、妊娠期からの継続的な支援 の充実を図ることができた。	・支援者のスキルアップのため、研修会を実 施し、支援体制の充実を図る	継続	子) 子育て支援部 区) 保健福祉部
○関係部署・関係機関におい て、支援対象世帯が抱える課題 と支援方針を共有することがで き、支援開始後も世帯の状況 の変化に合わせて支援方針の再検 討を行いながら、切れ目のない 支援を行うことができる体制を整え る。 ※令和3年6月死亡事例の検証 報告を踏まえ取り組み内容と一 体化	・令和4年改正児童福祉法（令和6年4月施行）に基づき、各 区健康・子ども課に「子ども家庭センター」の機能を位置付 けた。センター長は各区健康・子ども課長が担うとともに、専任 の統括支援員として「おやか支援担当係長」を新設し、令和6 年度は中央区、北区、東区、令和7年度は白石区、豊平区、西 区へ配置を行った。他4区においては、センター長が統括支援 員を兼ねる取扱いとしている。 【令和3年6月死亡事例を踏まえた取組状況】 ・引き続き、家庭児童相談室において継続的な関わり（継続指 導）を行う世帯について、支援方針や支援計画を策定する。ま た、複数の機関が関与すべき世帯については、要保護児童対策 地域協議会の枠組みや在宅支援アセスメントシートを活用の 上、関係機関が把握している世帯の状況を共有し、支援方針や 具体的な支援策を検討する。	・各区健康・子ども課に「子ども家庭セン ター」の機能を位置付けるとともに、「おや か支援担当係長」を新設したことで、母子保 健機能と児童福祉機能の調整機能を高めるこ とができ、一体的な支援を促進することがで きた。	・既に配置された6区のおやか支援担当係長 の配置効果などを整理した上で、残り4区へ の配置拡大を検討していく。	拡充	子) 児童相談所 区) 保健福祉部
○複合化・複雑化した福祉課題 を抱える世帯等への支援につ いて、複合支援推進会議等の活用 により、子育て分野との連携も 含めた効果的な支援方針を検討 する。	・4区（北・東・厚別・南）でのモデル実施を経て、令和7年 度から支援調整課を全市展開。複合的な福祉課題を抱える世帯 等への組織横断的な支援に取り組んでいる。	・令和6年度までの4区でのモデル実施にお いて経験・ノウハウを蓄積し、令和7年度か ら支援調整課の取組を全市に拡大することが できた。新設区においても支援調整課の取組 を機能させ、複合的な福祉課題を抱える世帯 等への支援を強化するため、引き続き、10区 連携しながら取組を進める必要がある。	・引き続き、モデル区の経験・ノウハウを選 元しながら、新設区においても取組を強化。 10区で支援事例を積み重ねながら、様々な 福祉課題を抱える世帯への組織・分野横断的 な支援の充実を図っていく。	継続	保) 総務部

検証報告書における提言	
1	区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性
①	区を単位とした相談支援体制のあり方について
②	各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性
③	子ども福祉分野における各区の生活支援担当の役割発揮の必要性
④	子どもの生活圏における支援体制構築の必要性
⑤	保育施設における虐待事案への対応強化の必要性

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針イ	家庭児童相談室を中核とした各区の要対協の機能強化を図るとともに、児童相談所との連携強化を進める。				
取組内容	令和6年度から令和7年度上半期の取組状況	自己評価	令和7年度下半期の取組内容	取組区分	担当部
○地域資源を活用しながら面的支援を行うことができる区と、重大・緊急案件に対して一時保護等の行政処分権限を有して対応する児童相談所が、それぞれの役割・強みについて理解し、役割を果たしながら支援を行う体制を整える。	・見直し後のモニタリング制度を継続運用し、関係機関による平時からの見守りを強化する。 ・児童相談所と区の相互理解を深めるため、下記の研修を実施した。 ○区職員の児童相談所定例会議への参加 ○区職員の児童虐待対応に係る実地研修 ○区保健福祉部管理職向け研修の実施 ○児童相談所職員の母子保健に係る実地研修	・児童相談所・区家庭児童相談室それぞれの適正や強みをより生かした運用を行うことで、虐待のリスク要因がある世帯について、要対協の枠組みの中でリスク変化を早期に把握し、必要な支援策を講じることが可能となった。	・モニタリング制度について、見直し後の制度について継続して実施し、関係機関による平時からの見守りを強化する。 ・児童相談所と各区家庭児童相談室の連携強化のため、各種研修などを引き続き実施する。	継続	子) 児童相談所 区) 保健福祉部

検証報告書における提言	
1	区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性
①	区を単位とした相談支援体制のあり方について
②	各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性
③	子ども福祉分野における各区の生活支援担当の役割発揮の必要性
④	子どもの生活圏における支援体制構築の必要性
⑤	保育施設における虐待事案への対応強化の必要性

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針ウ	子ども福祉分野において生活支援担当が果たすべき役割を明確化し、組織における方針を徹底する。 ※令和3年6月死亡事例の検証報告を踏まえ取り組む内容と一体化				
取組内容	令和6年度から令和7年度上半期の取組状況	自己評価	令和7年度下半期の取組内容	取組区分	担当部
○生活支援担当において本事例を風化させることなく、果たすべき役割の重要性を認識し、「子どものいる世帯に対し適切な支援」を行う運営体制を確立する。	・職位や経験に合わせた研修の中で、児童虐待に関すること、本事例を踏まえた生活支援担当として子ども福祉分野における果たすべき役割の重要性を説明し、認識の深化を図る。 ・「子どものいる世帯に対する適切な支援」については、引き続き令和6年・7年度も重点事項に位置付けるとともに、監査を通じて生活支援担当としての役割を果たしているか確認している。また、令和6年・7年度生活支援業務実施方針においても取り組むべき事業とするよう本庁から各区に通知している。 【令和3年6月死亡事例を踏まえた取組状況】 （研修の実施・グループワーク研修の実施・他機関との連携の重要性の周知に）引き続き取り組んでいく。	・本庁監査において認められた更なる支援が必要な世帯に対し、速やかな改善を促し、適切な支援につなげた。重点事項に位置付けて4年度が経過しているが、生活支援担当に従事する全ての職員への浸透を引き続き図る必要がある。	・職位や経験に合わせた研修の実施と、本庁監査における、「子どものいる世帯に対する適切な支援」の実施状況を引き続き確認する。	継続	（保）総務部 区）保健福祉部

検証報告書における提言	
1	区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性
①	区を単位とした相談支援体制のあり方について
②	各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性
③	子ども福祉分野における各区の生活支援担当の役割発揮の必要性
④	子どもの生活圏における支援体制構築の必要性
⑤	保育施設における虐待事案への対応強化の必要性

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針	子どもと関わる機関や地域の支援団体とのつながりを深め、顔の見える関係性を構築し、地域全体で子どもを重層的に見守る環境を整える。				
取組内容	令和6年度から令和7年度上半期の取組状況	自己評価	令和7年度下半期の取組内容	取組区分	担当部
○子どもコーディネーター、学校、児童相談所、家庭児童相談室など子どもと関わる機関と地域の支援団体が連携し子どもの問題についての情報を共有しながら、様々な角度から子どもたちを見守り在宅で生活できるよう支援する体制を整える。	・子どもコーディネーターが市内全域を巡回し、児童相談所、区家庭児童相談室、学校等各関係機関との連携を継続した。令和6年度は子どもコーディネーターを1名増員し（7名→8名）、巡回先を認可外保育施設に拡大して実施している。	・子どもコーディネーターと他機関との連携体制が維持・強化されている。	・児童会館、子ども食堂、若者支援施設等子どもにかかわる施設・団体への子どもコーディネーターの巡回を継続し、令和6年度から巡回先として拡大した認可外保育施設との関係構築に取り組む。	継続	子）子ども育成部
	・養育支援派遣事業について、児童福祉法改正で新設された「子育て世帯訪問支援事業」へ移行したことに加え、令和6年度は受託事業者を3事業者から6事業者に拡大した。さらに、多様なニーズに対応するため、 <u>受託事業者の要件の見直しを行った。</u> ・令和7年度は受託事業者の公募を行うとともに、 <u>新たな事業者と契約し、受託者を拡大した。</u>	・子育て世帯訪問支援事業について、 <u>受託事業者を拡大し、支援を必要とする世帯にサービスを提供することができた。</u>	・子育て世帯訪問支援事業について、今後、サービスをより多くの世帯に柔軟に提供できるよう、受託者拡大に向けて事業者との調整を進める。	拡充	子）児童相談所
	スクールソーシャルワーカーの体制 【令和6年度】 ○学校を担当するスクールソーシャルワーカー15名 10区を5エリアに分け、各エリア3名体制で担当スクールソーシャルワーカーとして各学校を担当。 ・スクールソーシャルワーカー（10名） ・スクールソーシャルワーカースーパーバイザー（5名） ○巡回スクールソーシャルワーカー（5名） 各区（10区）にあたる拠点校に配置し（1人2区担当）、担当区の小学校を巡回。 ○外部スーパーバイザー（3名） 活用事業に関わるサポート、スクールソーシャルワーカーへの助言、スーパービジョンを行う。 【令和7年度上半期】 ○学校を担当するスクールソーシャルワーカー20名 10区を5エリアに分け、各エリア4名体制で担当スクールソーシャルワーカーとして各学校を担当。 ・スクールソーシャルワーカー（15名） ・スクールソーシャルワーカースーパーバイザー（5名） ○外部スーパーバイザー（3名） 活用事業に関わるサポート、スクールソーシャルワーカーへの助言、スーパービジョンを行う。	・各学校を担当する会計年度任用職員のスクールソーシャルワーカーが増員され（15名→20名）、問題の解決に向けた支援の充実に努めている。さらに積極的に事案の掘り起こしをするとともに、学校が細かに事案の背景や要因を検討できるように支援することで、児童生徒がおかれた環境が改善するように支援を行っている。	・令和7年の上半期の取組を継続する。	拡充	教）学校教育部

	・手稲区及び西区において、訪問型子育て支援事業（ホームスタート）の試行実施中。 ・子育てサロンの開催（相談支援）や出前子育て相談の実施、地域の子育てサロン支援を行った。 ・子育て世帯の負担を軽減し、児童虐待の未然防止に資する取組を検討した。	・行政が提供する子育て支援サービスの利用に消極的な子育て世帯や社会的に孤立した世帯にアプローチをすることにより、育児負担感の軽減に繋げることができた。	・機会を捉えて事業周知を行うほか、家庭訪問型子育て支援事業（ホームスタート）の本格実施に向けて、事業構築を行う。	拡充	子）子育て支援部
--	--	---	--	-----------	----------

検証報告書における提言	
1	区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性
①	区を単位とした相談支援体制のあり方について
②	各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性
③	子ども福祉分野における各区の生活支援担当の役割発揮の必要性
④	子どもの生活圏における支援体制構築の必要性
⑤	保育施設における虐待事案への対応強化の必要性

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針	保育施設における虐待事案への対応を強化する。				
取組内容	令和6年度から令和7年度上半期の取組状況	自己評価	令和7年度下半期の取組内容	取組区分	担当部
○保育施設は、児童虐待防止に努め、関係機関と連携する役割があることを認識する。 ○虐待が心配される子どもや世帯について、保育施設が児童相談所、家庭児童相談室などの関係機関と円滑に協力し、支援に関わる。	・虐待に関する具体的なポイントをまとめたパンフレットを更新・再配布し、虐待防止の気付きと児童相談所等の相談機関への速やかな情報提供を促した。また、夜間保育時間帯での巡回訪問を実施し、保育状況の把握及び利用家庭の状況などの情報を共有し連携を図ると共に保育体制の確認を行った。 ・引き続き、児童相談所と連携して虐待防止に関する研修を実施し、継続して児童虐待防止の意識付けを図っていく。	・児童虐待防止ハンドブックのダイジェスト版の配布及び研修会での児童相談所からの説明及び夜間保育実施施設への巡回訪問の実施により、児童虐待事案への対応について理解を深めてもらうことに寄与したものと考える。	・毎年11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の時期に合わせ、保育所（認可外含む）・幼稚園などの保育施設に児童虐待防止ハンドブックのダイジェスト版を送付。児童虐待防止ハンドブックの活用に加え、児童相談所が主催する研修会への参加を促すなど、継続して児童虐待防止に関する意識を持つことができるような取組を実施する。 ・夜間保育実施時間帯での巡回訪問実施や児童相談所と指導担当係が連携し、認可外保育施設職員を対象とした研修会を継続する中で、早期発見及び施設と相談機関との速やかな情報共有を促していく。	継続	子) 子育て支援部 子) 児童相談所

検証報告書における提言	
2	母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善の必要性
①	日常的業務（保健師活動・乳幼児健診）の徹底
②	地域住民の健康増進に寄与するための保健師活動の再考の必要性
③	母子保健活動の中での地域精神保健の役割の強化

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針ア	保健師の基本的な支援活動や乳幼児健診が果たす役割を再認識し、日常的業務の徹底を図る。				
取組内容	令和6年度から令和7年度上半期の取組状況	自己評価	令和7年度下半期の取組内容	取組区分	担当部
○ケース支援における活動計画を的確に行い、各種マニュアルに基づいた日常業務の徹底を図る。	・虐待予防や訪問指導に関する研修を開催し、保健師の基本的な能力のスキルアップを図るとともに、引き続き、各種マニュアルに基づいて訪問・記録、組織での共有を行い、組織的に支援方針を決定した。	・マニュアル上の手順や業務を再整理し、組織的にケース支援の計画立案、進捗管理を実施できるよう体制整備を行った。	・保健師の基礎的な能力のスキルアップを図るとともに、各種マニュアルに基づいて訪問・記録、組織での共有を行い、組織的に支援方針を決定する。	継続	子) 子育て支援部 区) 保健福祉部
○乳幼児健診の果たす役割について各自が重要性を認識し、カンファレンスを有効に活用し日常的な業務の徹底を図る。	・乳幼児健診が果たす役割について、各自が重要性を認識できるよう、引き続き組織としての意識の醸成を図った。令和7年5月に多職種で協働し乳幼児健診マニュアルの内容を見直し更新した。乳幼児健診に関する研修会を開催し、健診が果たす役割や、虐待予防のポイントに関する講話を実施した。また、気になる親子を見落とさないために、すべての職員がマニュアルに基づいた手順を確実に実施し、適切なアセスメントのもと未受診対策等を実施した。	・乳幼児健診に従事する全ての職員が役割の重要性を再認識すること で、気になる親子を見落とさない管理体制の強化を図ることができた。	・乳幼児健診の果たす役割について各自が重要性を認識し、健診やカンファレンスの実施に努めると共に、未受診や経過観察者等についても、マニュアルに定めた手順の確実な実施によりフォロー体制の徹底を図る。	継続	

検証報告書における提言	
2	母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善の必要性
①	日常的業務（保健師活動・乳幼児健診）の徹底
②	地域住民の健康増進に寄与するための保健師活動の再考の必要性
③	母子保健活動の中での地域精神保健の役割の強化

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針	地域住民の健康増進に寄与する保健師活動体制のあり方を検討する。				
取組内容	令和6年度から令和7年度上半期の取組状況	自己評価	令和7年度下半期の取組内容	取組区分	担当部
○各区の保健師が地域住民の健康課題を把握し、区の実情に応じた課題解決の取り組みを実践していく。	・各区の個別支援を通じた取組のほか、思春期ヘルスケア普及啓発事業において、各区の思春期に関する実情に応じた方法にてネットワーク構築を行った。 ・令和7年度においては、教育委員会等とともに思春期保健に関する検討会を開催し、札幌市の思春期保健に関する課題、取組内容を検討した。	・各区の個別支援を通じた取り組みのほか、思春期課題のネットワークから見えた課題に応じた方法で、課題解決に向けた取組を実施した。	・思春期保健における教育分野等との連携を継続する。	継続	子) 子育て支援部 区) 保健福祉部

検証報告書における提言	
2	母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善の必要性
①	日常的業務（保健師活動・乳幼児健診）の徹底
②	地域住民の健康増進に寄与するための保健師活動の再考の必要性
③	母子保健活動の中での地域精神保健の役割の強化

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針ウ	母子保健活動の中での地域精神保健の役割を強化する。 ※令和 3 年 6 月死亡事例の検証報告を踏まえ取り組む内容と一体化				
取組内容	令和 6 年度から令和 7 年度上半期の取組状況	自己評価	令和 7 年度下半期の取組内容	取組区分	担当部
○精神的なアプローチを要するケースについて、母子保健部門が精神保健部門と連携し支援の強化を図る。	・複雑な成育歴や困難な背景を持つ母親の理解を深めるため、困難を抱える妊婦支援の研修開催によりアプローチの幅を広げる。 ・関連研修に本庁の職員が参加し、精神保健分野の職種との相互理解を促進し、連携によるさらなる支援強化を図った。 ・グリーフケアについて、母子健康手帳の交付の場面等、すべての妊婦への必要な情報提供ができるよう手法を検討した。 【令和 3 年 6 月死亡事例に係る取組状況】 ・関係部署・関係機関との連携を密にし、情報や支援方針の共有を図るとともに、必要に応じて、精神保健福祉相談員への相談や精神保健福祉センターのコンサルテーションを活用するなど、多角的な視点からアセスメントを行い、各々の不足を補うよう役割分担をふまえた重層的な支援を実施した。また、関係機関相互での丁寧な情報共有により、日々変化するケース支援の中でも、精神保健の観点でタイムリーなスーパーバイズを得て、支援を展開した事例もあった。 ・妊娠期からの切れ目のない支援を効果的に行うことができるよう、特定妊婦の支援について研修を実施し、保健師だけでなく事務職の参加も見られた。 ・前年度に引き続き令和 6 年度も精神保健福祉相談員の専門性を一層向上させていくため、人材育成ビジョンを踏まえたうえで、体制強化に関する精査や研修カリキュラムの一部見直しなど各種調整を図った。	・心理相談員の全区配置が整い、心理的なアプローチを行うための安定的な相談・支援体制が整備された。支援の質の向上については、引き続き連携や研修会等を行いながら取り組んでいく必要がある。 ・グリーフケアについては、すべての妊婦を対象に必要な情報が行き届く体制を整備することができた。 ・精神保健福祉相談員について、一部区の令和 7 年度定数増が認められた。	・困難な背景を抱える母の理解を深め、さらなる支援を強化できるよう、引き続きケースの状況に応じた連携や柔軟な対応を行っていく。 ・精神保健福祉相談員について、現在、総務部主導にて進められている「区保健福祉部の相談支援体制の充実・強化」での検討の中で、区役所の相談支援機能を強化していくうえで必要となる（相談員の）具体的な業務体制の在り方を精査するなど調整を引き続き進めていく。	継続	保）障がい保健福祉部 子）子育て支援部 区）保健福祉部

検証報告書における提言	
3	アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性
①	要対協の機能強化及び対象範囲の拡大
②	在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性
③	各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性
④	各職場で協働の文化を醸成する必要性
⑤	支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方の再検討

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針ア	要対協を有効に運用するための機能強化や運用方法の見直しを進める。				
取組内容	令和6年度から令和7年度上半期の取組状況	自己評価	令和7年度下半期の取組内容	取組区分	担当部
○要対協の各関係機関が、要対協の個別ケース検討会議を開催できることを理解しており、支援が必要な子どもや世帯がいる場合に、機動的に要対協を開催し、関係機関が当事者意識をもって支援に当たる。	・関係機関に対し、要対協の個別ケース検討会議を関係機関が開催できる旨を記載している児童虐待防止ハンドブックの配布や説明等を継続して行い、積極的に個別ケース検討会議を開催した。	・要対協個別ケース検討会議の検討事例数は高水準で推移しているため、要対協の各関係機関における個別ケース検討会議に関する理解が進んでいる。	・関係機関に対し、要対協の個別ケース検討会議を関係機関が開催できる旨を記載している児童虐待防止ハンドブックの配布や説明等を継続して行い、積極的に個別ケース検討会議を開催する。	継続	子) 児童相談所 区) 保健福祉部

検証報告書における提言	
3	アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性
①	要対協の機能強化及び対象範囲の拡大
②	在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性
③	各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性
④	各職場で協働の文化を醸成する必要性
⑤	支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方の再検討

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針イ	児童虐待調査や支援の過程における在宅支援アセスメントシートの活用の徹底を図る。				
取組内容	令和6年度から令和7年度上半期の取組状況	自己評価	令和7年度下半期の取組内容	取組区分	担当部
○在宅支援アセスメントシートを活用して児童虐待調査結果報告を行い、支援の過程で得た情報を随時在宅支援アセスメントシートに反映させ、組織で共有し、必要な支援に活用する。	・世帯の状況や課題を明確化し、具体的な支援方針や関係機関の役割分担を検討するには、在宅支援アセスメントシートの活用が不可欠。児童相談所や区役所職員が、より効果的に活用するため、外部講師による在宅支援アセスメントシートに関する研修を実施した。	・虐待通告受理時や支援の過程で得た子どもや養育者などの状況の変化を在宅支援アセスメントシートに反映させ、報告による共有と組織的な検討を行うことができている。	・今後も、世帯の状況や課題を明確化し、具体的な支援方針や関係機関の役割分担を検討するために、在宅支援アセスメントシートの活用を徹底していくとともに、在宅支援アセスメントシートの活用に関する研修を実施し、全職員が理解している状況を維持する。	継続	子) 児童相談所 区) 保健福祉部

検証報告書における提言	
3	アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性
①	要対協の機能強化及び対象範囲の拡大
②	在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性
③	各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性
④	各職場で協働の文化を醸成する必要性
⑤	支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方の再検討

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針ウ	各職場単位での組織マネジメントの徹底を図る。				
取組内容	令和6年度から令和7年度上半期の取組状況	自己評価	令和7年度下半期の取組内容	取組区分	担当部
○情報共有を徹底し組織として統一した方針による支援を実施する。	・マニュアルに基づいた手順や業務を確実に実施し、支援方針の共有や検討について組織的に取り組むことでリスクの変化を見落とすことがないよう管理を徹底した。 ・こども家庭庁設置に伴う施策展開や伴走型相談支援事業、こども家庭センター設置等の開始に合わせて、マニュアルの改訂・研修会を実施することで、組織的な支援方針の統一化を図った。	・ケースの進捗管理については、適時システムを活用し組織的な管理が行えた。ケース支援については、組織での情報共有や支援方針の検討によりマネジメントの徹底につながっている。	・マニュアルに基づいた手順や業務を確実に実施し、支援方針の共有や検討について組織的に取り組むことでリスクの変化を見落とすことがないよう管理を徹底する。	継続	子) 子育て支援部 区) 保健福祉部
○各所属において業務・部下のマネジメントを適切に実施する。	・自己申告・服務に係る通知発出の際、「管理監督者の心得」を参照するよう案内 ・自己申告の通知発出の際、「福祉コース育成方針」に基づく面談等の実施を都度周知 ・【新規】全管理職向け人事評価研修動画の配信（再掲） ・【レベ】人事評価が適正に行われるよう、人事評価システムを改修 ・【新規】全庁における組織目標の設定・共有 ・【新規】管理職マネジメント相談事業	・様々な機会をとらえて適切なマネジメントの実施を周知・案内したほか、個別具体的なマネジメント課題への対応を支援する仕組みを整えることができた。	各所属においてマネジメントが適切に行われるよう、以下の取組を行う。 ・自己申告・服務通知発出時に「管理監督者の心得」を案内 ・【新規】人事評価に関する情報を集約した庁内ホームページの新設（人事評価研修動画や、生成AIを活用したQAチャットボットを設置） ・新年度に向けたマネジメント支援策の検討	拡充	総) 職員部
○役職者向けの研修を通して、組織マネジメント能力の向上を図る。	・新任三役研修における「管理監督者の心得」の活用 ・新任課長職向けマネジメント研修における事例演習の実施 ・【新規】全管理職向け人事評価研修動画の配信 ・【レベ】新任課長職向けマネジメント研修におけるワークの拡充 ・【レベ】人事評価者研修におけるワークの拡充	・主に職場でのアウトプット、協働のための横の繋がりという観点から、組織マネジメントや協働意識を実践するための効果的な研修を実施することができた。	・組織マネジメントや協働意識について、より実践的な内容の研修を提供できるよう、新年度のカリキュラムを検討する。	継続	総) 職員部

検証報告書における提言	
3	アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性
①	要対協の機能強化及び対象範囲の拡大
②	在宅支援アセスメントシートの新なる活用の必要性
③	各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性
④	各職場で協働の文化を醸成する必要性
⑤	支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方の再検討

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針工	各職場単位で管理職を中心とした職員の意識の向上を図り、協働の文化を醸成する。				
取組内容	令和6年度から令和7年度上半期の取組状況	自己評価	令和7年度下半期の取組内容	取組区分	担当部
○生活支援担当において本事例を風化させることなく、果たすべき役割の重要性を認識し、「子どものいる世帯に対し適切な支援」を行う運営体制を確立する。 ※令和3年6月死亡事例の検証報告を踏まえ取り組む内容と一体化	・職位や経験に合わせた研修の中で、児童虐待に関すること、本事例を踏まえた生活支援担当として子ども福祉分野における果たすべき役割の重要性を説明し、認識の深化を図る。 ・「子どものいる世帯に対する適切な支援」については、引き続き令和6年・7年度も重点事項に位置付けるとともに、監査を通じて生活支援担当としての役割を果たしているか確認している。また、令和6年・7年度生活支援業務実施方針においても取り組むべき事業とするよう本庁から各区に通知している。 【令和3年6月死亡事例に係る取組状況】 （職位や経験に合わせた研修において、適切な支援の基礎知識や果たすべき役割の認識を深めるとともに、課題解決力の向上を図ることに）引き続き取り組んでいく。	・本庁監査において認められた更なる支援が必要な世帯に対し、速やかな改善を促し、適切な支援につなげた。重点事項に位置付けて4年度が経過しているが、生活支援担当に従事する全ての職員への浸透を引き続き図る必要がある。	・職位や経験に合わせた研修の実施と、本庁監査における、「子どものいる世帯に対する適切な支援」の実施状況を引き続き確認する。	継続	保）総務部 区）保健福祉部
○効果的な支援が実践できるよう情報や支援方針の共有を図り協働体制を構築する。	・関係部署・関係機関との連携を密にし、情報や支援方針の共有を図るとともに、各々の不足を補うよう役割分担をふまえた重層的な支援を行った。 ・母子保健分野の子ども未来局移管に伴い、関連部局との連携に向けた協議を図った。	・ケース支援を通して、共通の目的や協働の視点を持つ意識を高めることができた。	・関係部署・関係機関との連携を密にし、情報や支援方針の共有を図るとともに、各々の不足を補うよう役割分担をふまえた重層的な支援を行う。	継続	子）子育て支援部 区）保健福祉部
○各職場において、管理職を中心に業務・部下のマネジメントを適切に行い、その結果、各職員が協働で事案に当たる意識を醸成する。	・自己申告・服務に係る通知発出の際、「管理監督者の心得」を参照するよう案内（再掲） ・自己申告の通知発出の際、「福祉コース育成方針」に基づく面談等の実施を都度周知（再掲） ・【新規】全管理職向け人事評価研修動画の配信（再掲） ・【レベ】人事評価が適正に行われるよう、人事評価システムを改修（再掲） ・【新規】全庁における組織目標の設定・共有（再掲） ・【新規】管理職マネジメント相談事業（再掲）	・様々な機会をとりえて適切なマネジメントの実施を周知・案内したほか、個別具体的なマネジメント課題への対応を支援する仕組みを整えることができた。	各所属においてマネジメントが適切に行われるよう、以下の取組を行う。 ・自己申告・服務通知発出時に「管理監督者の心得」を案内（再掲） ・【新規】人事評価に関する情報を集約した庁内ホームページの新設（人事評価研修動画や、生成AIを活用したQAチャットボットを設置）（再掲） ・新年度に向けたマネジメント支援策の検討（再掲）	拡充	総）職員部

○全ての職員が協働の視点をもって業務に取り組むための意識の共有を図る。	・新採用職員研修や新任役職者研修における市長講話、職員部長講話（協働の意識付け） ・新任課長マネジメント研修における協働欠如事例を使った演習の実施 ・【新規】新採用職員研修における「協働」にかかるカリキュラムの追加 ・【新規】全管理職向け人事評価研修動画の配信（再掲） ・【レベ】人事評価者研修におけるワークの拡充（再掲）	・研修の強みを活かし、新採用、昇任、人事評価といったさまざまなタイミングを契機として協働の意識の浸透を図ることができた。	引き続き、研修を通じて協働の視点の重要性等について意識付けを行うべく、下記を実施する。 ・【レベ】R7 年 1 0 月新採研修における市長講話 ・新年度における各種研修のカリキュラム検討	拡充	総）職員部
○役職者向けの研修等を通して、関係部局間の連携など協働の意識向上を図る。	・新任三役研修における「管理監督者の心得」の活用（再掲） ・新任課長職向けマネジメント研修における事例演習の実施（再掲） ・【新規】全管理職向け人事評価研修動画の配信（再掲） ・【レベ】人事評価者研修におけるワークの拡充（再掲）	・主に職場でのアウトプット、協働のための横の繋がりという観点から、協働意識を実践するための効果的な研修を実施することができた。	より実践的な内容の研修を通じて協働意識を醸成できるよう、新年度の研修カリキュラムを検討する。	継続	総）職員部
○協働の推進に向けた職員間の情報共有ツールを導入し、有効に活用する。	・令和5年2月に全庁的に導入したビジネスチャットを引き続き活用し、業務効率化及び職員間のコミュニケーション円滑化を図った。	・各種業務において、自部局内でのやりとりはもちろん、複数部局が関わる際にはグループチャットやスペースを作り、スムーズな情報共有や意見交換を図る文化が徐々に浸透してきている。	引き続きビジネスチャットの活用を促進し、スムーズな情報共有を行い、組織の垣根を越えた連携・協働を推進していく。	継続	総）改革推進室

検証報告書における提言	
3	アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性
①	要対協の機能強化及び対象範囲の拡大
②	在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性
③	各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性
④	各職場で協働の文化を醸成する必要性
⑤	支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方の再検討

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針	切れ目のない支援を行うとともに、ニーズやリスクの変化に対応した適切な進行管理を徹底する。				
取組内容	令和6年度から令和7年度上半期の取組状況	自己評価	令和7年度下半期の取組内容	取組区分	担当部
○職位別研修を通して、進行管理の重要性について、意識の向上を図る。	・新採用職員研修における「仕事の基礎知識」のカリキュラムの実施 ・新任役職者研修、新任役職者向けマネジメント研修における進行管理の重要性や管理手法に関するカリキュラムの実施 ・新任課長向けマネジメント研修における進行管理を題材とした事例研究ワークの実施	・それぞれの職位に応じて、進行管理の重要性や、仕事を管理する上で役職者に求められる役割について学ぶ、効果的な研修を実施することができた。	引き続き、進行管理の重要性や、仕事を管理する上で職位に応じて求められる役割やコミュニケーションについて学ぶ機会を提供すべく、下記を実施する。 ・10月採用新採研修における「仕事の基礎知識」カリキュラムの実施 ・新年度における新採研修・新任役職者向け研修のカリキュラムの検討	継続	総）職員部
○ニーズやリスクの変化を見逃さず状況に応じた支援や組織としての適切な進行管理を行う。	・特定妊婦の支援については、ニーズ・リスクの変化を踏まえたアセスメントと組織的な支援方針の検討について継続して実施した。 ・併走型相談支援事業については、妊娠期アンケートによるニーズ把握と支援を強化した。妊娠期からの切れ目のない支援とともに情報提供を行うことで、ニーズに合わせた支援の充実を図った。 ・令和6年度からは、こども家庭センターの設置により、ハイリスク支援対象者の種別を整理したほか、おやこ支援担当係長のマネジメントによりハイリスク支援が充実されるようマニュアルを作成した。 ・特定妊婦リスクアセスメントシートを新設し、特定妊婦に対するアセスメントの質の向上を目指し、運用を開始した。 ・委託事業である産後ケア事業の訪問型を令和6年10月に新たに開始し、助産師等と協働し切れ目なく支援する体制を整備した。	・特定妊婦の定義や、支援の体制を整理し、組織的な判断が徹底できるような見直しを実施できた。また、併走型相談支援については、妊婦のニーズを把握することで、支援が必要な対象者を把握し支援することができた。	・関係機関との連携とともに支援ニーズに応じた切れ目のない支援の充実を図るため、各種マニュアルの整備や、産後ケア事業について、より利用しやすい体制を整備する。	拡充	子）子育て支援部 区）保健福祉部
○切れ目のない支援を行うための基本的ルールを策定するとともに、各区に対する監査等を通じ、その内容の実践を確保する。 ※令和3年6月死亡事例の検証報告を踏まえ取組む内容と一体化	・引き続き、通知や監査等を通じて、切れ目のない支援を行うための基本的ルールの周知や実践を確保する。また、ニーズやリスクの変化に組織的に対応すること、属人的であったケースワークの手法について平準化を図る等を目的に、各区に子ども支援の窓口となる役割（係長職）を設置している。 【令和3年6月死亡事例に係る取組状況】 ・引き続き、通知や監査等を通じて、切れ目のない支援を行うための基本的ルールの周知や実践を確保する。 ・また、ニーズやリスクの変化に組織的に対応すること、属人的であったケースワークの手法について平準化を図る等を目的に、各区にこども支援の窓口となる役割（係長職）を新たに設置した。	・切れ目のない支援を行うための基本的ルールの共有を図った。	・切れ目のない支援を行うための基本的ルールを周知するとともに、組織的な対応の充実を図る。	継続	保）総務部 区）保健福祉部

○支援を要する世帯におけるリスクが高まる状況（交際相手の出現、転居など）を理解し、実際にリスクが高まる状況が生じた際に、情報共有、再アセスメントや支援方針の見直しを行い、切れ目のない支援を行うことができる体制を整える。	・支援を要する世帯のリスク上昇（転居や交際相手の出現など）を察知した際、国が定める児童相談所運営指針や当所マニュアルに基づき、段階的に所内協議を行い方針決定している。	・リスク変化を察知した場合の対応は、担当者が抱え込むことなく所内での協議などを行い、児童相談所運営指針や当所マニュアルに具体的に示された手続に沿って取り組むことができる。	・支援を要する世帯のリスク上昇を察知した際は、児童相談所運営方針や当所マニュアルに基づき、所内協議のうえ対応方針を決定し対応する。	継続	子）児童相談所 区）保健福祉部
---	---	---	---	----	--------------------

検証報告書における提言	
4	児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性
①	児童相談所の調査体制のあり方と専門性の検討
②	警察との連携、役割分担の明確化
③	休日・平日夜間時の調査対応の強化
④	児童相談所における区との連携の強化

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針ア	介入と支援に対応した調査体制を強化するとともに、専門性を生かした体制の構築を図る。				
取組内容	令和6年度から令和7年度上半期の取組状況	自己評価	令和7年度下半期の取組内容	取組区分	担当部
○調査担当の職員体制を強化することで、虐待が疑われる案件への迅速な介入、適切なリスクアセスメントを行う。 ○虐待案件の特徴に応じて、医師職や弁護士等の職員が専門的な見地から見立てを行う。また、専門職がその専門性を生かすことができる体制を整える。	・令和5年度からは東部児童相談所開設を見据えて、さらに教員係長1名を加配し、教員係長2名の体制にし、教育機関との連携をより強化している。 ・また、令和5年度までは道警から係長職の派遣を受け入れていたが、令和6年度より格上げし、課長職の派遣を受け入れ、さらに本市から道警に課長職を派遣し、相互派遣としている。 ・調査担当課長（道警派遣）や法務担当課長（弁護士）は双方の児童相談所へシフト勤務を行うほか、緊急時のオンライン会議参加等により専門的相談体制を常時確保している。	・児童虐待案件の特徴に応じて、医師職、弁護士等の専門職の専門的な知見からのアセスメントを行っている。また、専門職が虐待対応の方針策定に関わる会議に積極的に出席し、助言する体制をとっている。	・2所体制下で専門性を活かすことができる体制を維持し、適宜体制の検証を行う。	拡充	子）児童相談所

検証報告書における提言	
4	児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性
①	児童相談所の調査体制のあり方と専門性の検討
②	警察との連携、役割分担の明確化
③	休日・平日夜間時の調査対応の強化
④	児童相談所における区との連携の強化

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針イ	児童相談所と警察との連携のあり方、調査方針、役割分担の明確化を図る。				
取組内容	令和6年度から令和7年度上半期の取組状況	自己評価	令和7年度下半期の取組内容	取組区分	担当部
○児童相談所と警察との協議や研修等を企画し、相互理解を深めることで役割分担を明確化し、良好な関係を構築する。 ○適切なリスクアセスメントによる組織的対応と警察派遣職員の介入による助言、指導を徹底する。	・令和6年度から本市、道警との一層の連携強化のため課長職の相互派遣としている。 ・連絡協議会を開催し、業務の問題点や改善点を抽出し、組織的に共有し、検証することで業務改善及び体制強化を図った。また、合同研修では、双方の緊密な連携強化、対応技術の向上を図った。	・令和6年度から相互派遣となっている課長職からの助言、定期的な協議会や合同研修等を開催したことにより、児童対応における相互理解とより強固な連携を図ることができた。	・相互派遣となっている課長職からの助言、実務者協議や合同研修等により、連携すべきケース、情報共有の方法やタイミング等について相互理解を深め、連携を強化する。	継続	子) 児童相談所

検証報告書における提言	
4	児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性
①	児童相談所の調査体制のあり方と専門性の検討
②	警察との連携、役割分担の明確化
③	休日・平日夜間時の調査対応の強化
④	児童相談所における区との連携の強化

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針ウ	休日・平日夜間時の通告に対する調査実施体制を強化する。				
取組内容	令和6年度から令和7年度上半期の取組状況	自己評価	令和7年度下半期の取組内容	取組区分	担当部
○休日・夜間時の通告について、48時間以内の児童の安全確認、リスクに応じた迅速な対応を行う。	・令和4年度から引き続き、土日祝日及び平日夜間のシフト勤務を実施し、正規職員による休日・夜間の勤務体制を強化している。 ・休日夜間児童虐待対応支援員の任用を進め、8名体制としている。 ・東部児童相談所開設による2所体制下での休日・平日夜間時の通告に対する調査実施体制を構築し、養護相談にも対応するための職員配置を行っている。	・令和7年度からの児童相談所2所体制に向けて、2所体制下での休日・平日夜間時の通告に対する調査実施体制の検討を進めることができた。	・児童相談所2所体制下での休日・平日夜間の調査実施体制を維持し、引き続き2所間で連携していく。	拡充	子）児童相談所

検証報告書における提言	
4	児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性
①	児童相談所の調査体制のあり方と専門性の検討
②	警察との連携、役割分担の明確化
③	休日・平日夜間時の調査対応の強化
④	児童相談所における区との連携の強化

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針工	児童相談所と各区の有機的な協働体制を構築する。				
取組内容	令和6年度から令和7年度上半期の取組状況	自己評価	令和7年度下半期の取組内容	取組区分	担当部
○地域資源を活用しながら面的支援を行うことができる区と、重大・緊急案件に対して一時保護等の行政処分権限を有して対応する児童相談所が、それぞれの役割・強みについて理解し、役割を果たしながら支援を行う体制を整える。 【再掲】	・令和3年度から、児童虐待通告後の見守り体制を強化するため、児童相談所が虐待通告を受けて調査を行ったもののうち、一定のリスク要因が認められるものについては、各区家庭児童相談室へ対応を引き継ぎ、要対協進行管理ケースとして見守りを行う取組（モニタリング）を開始。 ・令和3年度からの取組の実施状況を踏まえ、児童相談所・各区家庭児童相談室それぞれの適正や強みを生かし、より効果的な運用にするため、令和5年度に制度の見直しを行った。 ・児童相談所と区の相互理解を深めるため、下記の研修を実施した。 ○区職員の児童相談所定例会議への参加 ○区職員の児童虐待対応に係る実地研修 ○区保健福祉部管理職向け研修の実施 ○児童相談所職員の母子保健に係る実地研修 【再掲】	・モニタリング制度を見直すことで、児童相談所・各区家庭児童相談室それぞれの適正や強みをより生かした運用となり、虐待のリスク要因がある世帯について、要対協の枠組みの中でリスク変化を早期に把握し、必要な支援策を講じることが可能となった。【再掲】	・モニタリング制度について、見直し後の制度について継続して実施し、関係機関による平時からの見守りを強化する。 ・児童相談所と各区家庭児童相談室の連携強化のため、各種研修などを引き続き実施する。【再掲】	継続	子) 児童相談所 区) 保健福祉部

検証報告書における提言	
5	専門的力量を持つ職員を育成する体制の構築
①	児童福祉司の採用、育成と人事異動のあり方
②	保健師の人材育成のあり方
③	中堅職員の育成
④	職員研修の実質的機能強化

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針ア	区や児童相談所の体制強化に向けた児童福祉司の採用、育成と人事異動を行う。				
取組内容	令和6年度から令和7年度上半期の取組状況	自己評価	令和7年度下半期の取組内容	取組区分	担当部
○法改正の動向や2か所目の児童相談所設置を見据えて、児童福祉司等の専門職員を計画的に配置する。	・令和7年の東部児童相談所開設にあたり、2所体制に適した機構や職員配置について事前協議を行い、必要な組織体制を整備したほか、国の基準を達成するため、児童福祉司や児童心理司等を増員した。 ・国基準を満たすための専門職員を児童相談所に配置するとともに、昨年度に引き続き、社会人経験者の採用を行った。 ・児童相談所に常勤弁護士（法務担当課長）を置き、体制強化を図っている。	・東部児童相談所開設にあたり、必要な組織体制を構築できたことに加え、児童福祉司・児童心理司ともに国基準を満たす配置となった。 ・令和7年9月22日の東部児童相談所の施設移転後、本格的な2所体制となるため、その後の運営状況等を踏まえ、今後の組織体制の在り方について検証を続けていく必要がある。	・国基準を満たすよう専門職員を引き続き計画的に配置するとともに、東部児童相談所開設・移転後の効果検証を行い、児童・家庭へのきめ細かな支援が実践できるような機構や職員配置について引き続き協議していく。	継続	総) 職員部 子) 児童相談所
○子ども虐待防止に取り組む専門集団を形成し、困難を抱える子どもや世帯を適切に支援できる体制を整える。	・本部会議での本部長（市長）指示を踏まえて、児童相談関係職員の実践力向上を目指した実地研修等を実施。また、職員育成ビジョンの全庁的な普及啓発を図るため、新たなイラスト版を作成し、コンセプト版とともに令和7年度当初に周知するとともに、新採用職員研修にて職員育成ビジョンに係る講義を実施した。 ・児童相談所及び区家庭児童相談室に勤務する職員を対象とした「児童相談関係職員人材育成方針」を令和7年3月に改訂。福祉コース職員共通のキャリアラダーに加えて、①児童福祉司、②児童心理司、③一時保護所職員、④区家庭児童相談室職員の各職種に求められる専門性を補足するための追加キャリアラダー等を設定し、関係職員に周知した。	・常設の人材育成検討委員会を活用しながら、職員育成ビジョンに係る取組を推進するとともに、ビジョン自体の普及啓発を進めることができた。 ・児童相談関係職員人材育成方針を改訂し、各職種に求められる専門性を補足して設定することにより、専門性の向上に向けた動機付けを図ることができた。	・引き続き人材育成検討委員会等を活用しながら、職員育成ビジョンに係る取組を推進するとともに、ビジョン自体の普及啓発を進める。	継続	総) 職員部 子) 児童相談所

検証報告書における提言	
5	専門的力を持つ職員を育成する体制の構築
①	児童福祉司の採用、育成と人事異動のあり方
②	保健師の人材育成のあり方
③	中堅職員の育成
④	職員研修の実質的機能強化

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針イ	地域の保健福祉活動全般を担うための保健師の育成を図る。				
取組内容	令和 6 年度から令和 7 年度上半期の取組状況	自己評価	令和 7 年度下半期の取組内容	取組区分	担当部
○人材育成のあり方を検討するワーキング等において、札幌市の保健師活動や人材育成の現状と課題を整理し、今後の保健師の育成の方向性を明確にする。 ○ガイドラインやキャリアアラダー等の作成により、専門的力を持つ保健師を育成するための、個別性を重視した効果的な人材育成体制を整える。	・札幌市の保健師活動や人材育成の現状と課題、今後の保健師の育成の方向性、キャリアアラダーを活用した人材育成の仕組み等を示した人材育成ガイドラインを作成し、令和 5 年 5 月から運用を開始した。 ・キャリアアラダーを活用した人材育成の取組状況を把握し、運用方法等の課題を明確化した。	・ガイドラインの活用・浸透に取り組み、保健師（一般職）全員がキャリアアラダーの自己チェックを実施できた。また、実効的に人材育成を推進できるよう、保健師のキャリアレベルの到達状況を把握し、市全体の傾向や強化すべき能力を明らかにした。	・キャリアアラダーの自己評価結果に基づき、能力獲得状況や人材育成の課題を把握し、実践力強化に向けた人材育成研修を実施する。	継続	保）ウェルネス推進部 区）保健福祉部
○職員の経験蓄積ができるような配置とともに、行政需要やキャリアプランを考慮した人事異動を実施する。	・令和 5 年 5 月から札幌市保健師人材育成ガイドラインの運用を開始したことから、より計画的な人材育成を図ることを考慮した人事異動を実施した。	・定期異動において、計画的な人材育成を図ることを考慮した人事異動を実施できた。	・引き続き、各職場の体制強化や職員の計画的な人材育成を図ることを考慮しつつ、職員の希望、適性、職場の意向等を踏まえて、人事異動を実施する。	継続	総）職員部

検証報告書における提言	
5	専門的力を持つ職員を育成する体制の構築
①	児童福祉司の採用、育成と人事異動のあり方
②	保健師の人材育成のあり方
③	中堅職員の育成
④	職員研修の実質的機能強化

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針ウ	組織の中心的な役割を果たす中堅職員の育成を図る。				
取組内容	令和6年度から令和7年度上半期の取組状況	自己評価	令和7年度下半期の取組内容	取組区分	担当部
○社会的養育環境の急速な変化や関係法令の改正等に迅速かつ適切に対応できる中堅職員・スーパーバイザーを育成・配置できる育成方針等を構築する。	・令和4年度末に策定した「札幌市一般事務（福祉コース）育成方針」に基づく研修実施や個人面談におけるキャリアラダーの活用など、具体的な取組を展開した。 ・研修については、キャリアラダーを基準に「初任期」「レベルアップ期」「中堅期」「スーパーバイザー」の4段階に分けて実施した。	・福祉行政の中核を担う福祉コース職員について育成方針を示すことで、キャリアラダーの活用やジョブローテーションの実施、研修等を通じて組織的・計画的な育成を進めることが明確化された。	・引き続き期別研修や個人面談におけるキャリアラダー活用等の取組を実施。	継続	総）職員部 保）総務部 子）児童相談所
○各種研修や自律的な学びを支援する取組などを通して、組織の中心的役割を担う職員への成長を促し、職員の育成を図っていく。	・【レベ】採用3・5・7年目研修におけるキャリアデザインに関する講義の実施およびeラーニングを活用した選択制研修の新設 ・採用20年目研修（キャリアデザイン）の実施 ・【新規】eラーニングを活用した自己啓発支援 ・【新規】資格取得支援（TOEIC受験料補助）	・キャリア研修、選択制研修、自己啓発支援等を通じて、職員の自律的な学びを後押しし、成長を促す取組を幅広く行うことができた。	・より職員の主体的な成長を促すことができるよう、能力開発研修（希望制）の充実を図るほか、新年度の施策のブラッシュアップに向けた検討を進める。	継続	総）職員部

検証報告書における提言	
5	専門的力を持つ職員を育成する体制の構築
①	児童福祉司の採用、育成と人事異動のあり方
②	保健師の人材育成のあり方
③	中堅職員の育成
④	職員研修の実質的機能強化

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針工	実施手法の工夫や効果測定により、職員研修の実質的な機能の強化を図る。				
取組内容	令和6年度から令和7年度上半期の取組状況	自己評価	令和7年度下半期の取組内容	取組区分	担当部
○採用年次や職位に応じた研修の中で、自治体職員として基本となる価値観の再認識を図っていく。	・新採用職員研修や新任役職者研修における市長講話、職員部長講話（協働の意識付け） ・新任課長マネジメント研修における協働欠如事例を使った演習の実施 ・【新規】新採用職員研修における「協働」にかかるカリキュラムの追加 ・【新規】全管理職向け人事評価研修動画の配信（再掲） ・【レベ】人事評価者研修におけるワークの拡充（再掲）	・研修の強みを活かし、新採用、昇任、人事評価といったさまざまなタイミングを契機として協働の意識の浸透を図ることができた。	引き続き、研修を通じて協働の視点の重要性等について意識付けを行うべく、下記を実施する。 ・【レベ】R7年10月新採研修における市長講話 ・新年度における各種研修のカリキュラム検討	拡充	総）職員部
○保健師個々のキャリアレベルに応じた効果的な人材育成を推進するための研修体系を作成し、専門的力を持つ保健師を育成する研修体制を整える。	・「OJT（職場内研修）」「Off-JT（職場外研修）」「ジョブローテーション」「自己研鑽」の連動による効果的な人材育成を推進するため、「ガイドライン」に「札幌市保健師研修体系」を位置付けている。 ・今後の人材育成について「OJT（職場内研修）」「Off-JT（職場外研修）」「ジョブローテーション」「自己研鑽」を基本として推進し、ともに育ちあう職場づくりを目指すこととした「人材育成体系図」を位置付けている。 ・「ガイドライン」の中でOJTにおける役割を明確化。 ・目指す保健師活動を実践するための能力を高めることを目的とし、新任期（1～4年目キャリアレベルA-1～A-2）中堅職（5年目以上キャリアレベルA-3～A-4）係長職（キャリアレベルA-4～A-5）のキャリアレベル別研修会を実施。	・人材育成ガイドラインに研修体系を位置付け、キャリアレベルに応じ、獲得・強化すべき能力や技術の向上に向けた研修を、看護系大学との連携により企画、実施した。	・より質の高い保健活動の実践に向けたキャリア別の人材育成研修を実施予定。	継続	保）ウェルネス推進部 区）保健福祉部
○子ども虐待防止には専門性が必要であると職員一人一人が自覚した上で、育成体系（育成ビジョン）に基づく体系的な研修により、市全体の専門性の底上げや協働文化の醸成を図る。 ※令和3年6月死亡事例の検証報告を踏まえ取り組む内容と一体化	・令和5年度から多職種合同研修を全区展開し、協働の文化醸成のため重大事案に係る振り返りやグループワークなどを実施している。 ・広く福祉職場で働く職員の専門性獲得に向けて、令和6年度から区保健福祉部職員等を対象とした対人援助研修を実施しているほか、庁内研修情報等の集約・発信を行った。	・各区が令和元年6月事例の外部評価報告書の趣旨や本部長指示を踏まえて、多職種合同研修を実施するため、児童相談所では推進役を担った。 ・研修実施等により、行政コースを含む幅広い職員を対象に、専門性向上につながる働きかけを行うことができたが、福祉職場全体の底上げのためには、今後も取組を継続する必要がある。	・引き続き多職種合同研修を実施。 ・令和8年1月に対人援助研修の実践編を実施予定。	拡充	保）総務部 子）児童相談所

検証報告書における提言	
6	思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性
①	思春期・若年期の女性を対象とした支援制度の創設
②	高等学校との連携・支援体制の必要性
③	児童虐待とDVの特性を踏まえた連携体制の構築の必要性

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針ア	10代後半の女性にみられる諸課題に対応した、新たな支援の枠組みを構築する。				
取組内容	令和6年度から令和7年度上半期の取組状況	自己評価	令和7年度下半期の取組内容	取組区分	担当部
○関係部局は、暴力や性的搾取被害などの困難を抱え、居場所がないと感じている思春期・若年期の女性がいる、という共通認識を持つ。 ○児童福祉法、母子保健法、配偶者暴力防止法等の法律には該当しない支援対象者の方へは、組織の枠を超えて、協働で支援に当たる体制を整える。 ○高等学校との連携や、既存施設の有効活用も含めた居場所の拡充などにより、切れ目のない支援体制を整える。	・夜間見回りやSNS見回りなどのアウトリーチ型支援、一時的な居場所の提供、自立支援を行う事業、関係機関連携会議を実施。 ・地下鉄駅構内の女性用トイレおよびユニバーサルトイレやすすきの商業ビル内の女性用トイレに、事業周知のための広報ステッカーを掲示した。また、すすきの商業ビルの協力を得て、夜間見回りの実施範囲を拡大した。	・令和6年度は、広報ステッカーの掲示により相談数が増加しており、効果的な周知を行うことができた。また、居場所提供をしていない女性とも継続的な連絡をとり伴走型支援を行うなど、当事者が必要とする支援を実施することができた。 ・令和7年度上半期においては、ステッカー掲示先及び夜間見回り範囲を拡大できており、相談につながった人数もR7.7末時点で85名と昨年度を上回るペースとなっている。	・夜間見回りやSNS見回りなどのアウトリーチ型支援、一時的な居場所の提供、自立支援を行う事業、関係機関連携会議を実施。 ・より効果的に事業周知をするための手法を検討する。	拡充	子) 子ども育成部
	・令和6年度より妊娠SOS相談事業を開始し、妊娠葛藤を抱える若年の方等への支援体制を整備した。 ・思春期保健に関する課題について、教育委員会等とともに検討会を開催し、検討した。	・令和6年度より妊娠SOS相談事業を開始し、妊娠葛藤を抱える若年の方等へ、相談や居場所支援等、支援体制を構築することができた。 ・思春期保健に関連する機関で課題等を整理することができた。	・妊娠SOS相談事業については、現行の取組を継続する。	拡充	子) 子ども支援部

検証報告書における提言	
6	思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性
①	思春期・若年期の女性を対象とした支援制度の創設
②	高等学校との連携・支援体制の必要性
③	児童虐待とDVの特性を踏まえた連携体制の構築の必要性

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針	高等学校との連携による支援体制を構築する。				
取組内容	令和6年度から令和7年度上半期の取組状況	自己評価	令和7年度下半期の取組内容	取組区分	担当部
○各学校、関係機関が、スクールソーシャルワーカーの役割について理解し、効果的な連携を図っていく。	・市立高等学校に、スクールソーシャルワーカー活用事業に係るガイドブックを提供したほか、各区の家庭児童相談室を訪問し、スクールソーシャルワーカー活用事業についての周知を行うことで、事業への理解が進み、円滑な連携を図れるよう進めた。	・スクールソーシャルワーカーを会計年度任用職員として任用し、各学校を担当する体制とすることができた。また、スクールソーシャルワーカーが生徒のおかれた様々な環境に働きかけたほか、関係機関等とのネットワークを活用して問題の解決に向けた活動を進めることができた。	・市立学校及び関係機関への事業周知とスクールソーシャルワーカーが効果的な連携を図るとともに、引き続き問題を抱える子どもの背景にある様々な環境に働きかけ、福祉的な視点での助言を行ったり、関係機関との連絡体制を強化するべく検討を行っていく。	拡充	子) 子ども育成部 教) 学校教育部
○若者支援総合センターは、学校と連携し、進路未定者や生活面で悩みを抱える若者に対して必要な支援を行うとともに、高等学校をはじめとした学校との連携が強化され、切れ目のない支援体制を整える。	・市内中学校・高等学校への訪問のほか、定時制高校等での校内居場所づくり事業や学校内ユースワーク事業により、中高生を対象に進路相談や生活面等の幅広い相談に応じ、支援につなげている。また、高校中退者等への学習支援や家庭生活体験事業を通して、困難を抱える子ども・若者への支援を実施した。	・市内中学校のほぼ全校への積極的な直接訪問や各高等学校等との個別の支援ケース毎のつながりを積み重ねることにより、学校から情報提供のあった生徒数が増加している（令和5年度179件→令和6年度201件）など、学校連携を年々強化することができている。	・現行の取組を継続することで、切れ目のない若者支援を実施していく。	継続	子) 子ども育成部

検証報告書における提言	
6	思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性
①	思春期・若年期の女性を対象とした支援制度の創設
②	高等学校との連携・支援体制の必要性
③	児童虐待とDVの特性を踏まえた連携体制の構築の必要性

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針ウ	児童虐待とDVの特性を踏まえた連携体制を構築する。				
取組内容	令和6年度から令和7年度上半期の取組状況	自己評価	令和7年度下半期の取組内容	取組区分	担当部
○DV相談で児童虐待が疑われるケースについて、DV被害相談担当部局と児童相談所が、更なる情報共有や個別ケース会議を行って対応する共通認識を持つ。 ○相談員研修やデートDV防止講座に児童相談所職員や区保健福祉部職員が参加し、相互の業務への理解を深め、相互連携時の切れ目ない体制作りを整える。 ○児童相談所とDV被害相談担当部局において、DV・児童虐待防止の広報啓発を協力して実施し、広く市民に制度を広める。 ○DV被害に遭い、シェルターや一時保護施設に保護者とともに入所した児童に対して、DV被害相談担当部局と児童相談所が連携した心理ケアを行い、切れ目ない支援体制を整える。	・DV相談で児童虐待が疑われるケースについて、男女共同参画課と児童相談所が情報共有を行った。 ・相談員研修やデートDV防止講座に児童相談所職員や区保健福祉部職員が参加し、相互の業務への理解を深めた。 ・男女共同参画課と児童相談所で、DV・児童虐待防止の広報啓発を協力して実施し、広く市民に制度を広めた。 ・DV被害に遭い、シェルターや一時保護施設に保護者とともに入所した児童に対して、連携した心理ケアを行い、切れ目ない支援ができるよう、DV相談の過去の事例を用いて、男女共同参画課・児童相談所・DV被害者支援団体が連携して模擬ケース検討を行う関係者会議を開催し、支援方針の確認を行った。	・男女共同参画課、児童相談所、DV被害者支援団体職員による会議において、DV支援の現状や、DVを目撃した児童（面前DV）への支援の現状や課題など情報共有を継続し、令和6年度については、個別事案について支援方法の討議を行うことができた。 ・今後は、各区の支援拠点の中核的機能を果たす家庭児童相談室も含め、援助希求能力の低い親の背景にはDVがある可能性があることも考慮し、複数の関係機関が対応するといった、実質的な連携強化策を検討する必要がある。 ・家庭児童相談室を含む各区保健福祉部職員、児童相談所職員等がDV相談員研修を受講し、専門性を高める取組を継続することが有効と思われる。	・DV相談で児童虐待が疑われるケースが発覚した際には、DV被害相談担当部局と児童相談所が、情報共有や個別ケース会議を行って対応する。 ・DV相談員研修に児童相談所職員や区保健福祉部等の職員が参加し、相互の業務への理解を深め、相互連携時の切れ目ない体制作りを整える。 ・児童相談所とDV被害相談担当部局において、DV・児童虐待防止の広報啓発を協力して実施し、広く市民に制度を広める。 ・DV被害に遭い、シェルターや一時保護施設に保護者とともに入所した児童に対して、DV被害相談担当部局と児童相談所が連携した心理ケアを行い、切れ目ない支援体制を整える。	継続	市) 男女共同参画室 子) 児童相談所

検証報告書における提言	
7	過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性
①	過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針ア	過去の検証報告書における提言を踏まえた児童虐待防止対策の進捗管理や検証を行う。				
取組内容	令和 6 年度から令和 7 年度上半期の取組状況	自己評価	令和 7 年度下半期の取組内容	取組区分	担当部
○本事業から得た教訓を風化させないために、定期的な振り返りや外部の目も入れた点検と評価を継続的に実施する体制を整える。	・児童虐待防止推進対策本部会議を開催し、各局区の取組を全庁的に共有し、取組の成果の確認や今後の方向性を議論することで、児童虐待防止に関する取組を推進した。 ・人材育成検討委員会を定期的に開催し、人材育成の取組について外部の専門家と札幌市職員が協働で点検・評価を行い、取組の方向性を検討した。	・児童虐待防止推進対策本部会議を開催し、関係部局において組織横断的に課題認識をするとともに、議論することで虐待防止に対する意識の向上を図ることができた。 ・人材育成検討委員会を継続的に開催し、取組内容を定期的に点検・評価する体制を整えることができた。	・児童虐待防止推進対策本部会議を開催し、各局区の取組を全庁的に共有し、取組の成果の確認や今後の方向性を議論することで、児童虐待防止に関する取組を推進していく。 ・人材育成検討委員会を今後も定期的に開催し、各種取組について外部委員の意見もいただきながら関係局が組織横断的に進めていく。	継続	子) 子ども育成部